ハ　イ又は口以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
立進工業株式会社	埼玉県大里郡寄居町大字今市五十番地二	機械加工
［略］		

備考　表中の「［］」の記載は注記である。

○法務省告示第四百二十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十二日

法務大臣臨時代理
国務大臣　小此木八郎

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
イ　［略］		
ロ　イ以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社北川	北海道札幌市東区北二十条東十六丁目五番二十九号	内装仕上げ施工

備考　表中の「［］」の記載は注記である。

○法務省告示第四百三十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十二日

法務大臣臨時代理
国務大臣　小此木八郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
東海産業株式会社	北海道旭川市東三条六丁目一番三十六号	建設機械施工
［略］		

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
東海産業株式会社	北海道旭川市東三条六丁目一番三十六号	型枠施工、建設機械施工
［同上］		

ハ　イ又は口以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［同上］		
立進工業株式会社	東京都板橋区成増一丁目十八番五号	機械加工
［同上］		

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
イ　［同上］		
ロ　イ以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		